

桑名市
図書館等複合公共施設整備事業
実施方針

平成 13 年 6 月 13 日

桑名市

目次

1 . 特定事業の選定に関する事項	1
(1) 事業内容に関する事項	1
(2) 特定事業の選定方法等に関する事項	5
2 . 事業者の募集及び選定に関する事項	6
(1) 事業者選定の方法	6
(2) 選定の手順及びスケジュール	6
(3) 応募手続き等	7
(4) 応募者の備えるべき参加資格要件	11
(5) 審査及び選定に関する事項	12
(6) 審査結果及び評価の公表方法	13
(7) 提出書類の取扱い	13
3 . 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
(1) 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担	14
(2) 提供されるサービス水準	14
(3) 選定事業者の責任の履行に関する事項	14
(4) 市による事業の実施状況の監視	14
4 . 立地並びに規模及び配置に関する事項	16
(1) 施設の概要	16
(2) 施設の立地条件	16
(3) 土地の取得等に関する事項	17
5 . 事業計画または事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	18
6 . 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	18
7 . 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	18
(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項	18
(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項	18
(3) その他の支援に関する事項	19
8 . その他特定事業の実施に関し必要な事項	19
(1) 議会の議決	19
(2) 情報公開及び情報提供	19
(3) 入札に伴う費用負担	19
様式 1	実施方針等に関する質問書
様式 2	実施方針等に関する意見書
添付資料 1	リスク分担表(案)
別添資料 1	図書館等複合公共施設整備基本構想・基本計画
別添資料 2	図書館等複合公共施設整備事業 施設設計要求書(案)
別添資料 3	図書館等複合公共施設整備事業 維持管理、運営及び備品等整備に関する業務要求水準書(案)

1. 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

1) 事業名称

桑名市図書館等複合公共施設整備事業

2) 事業に供される公共施設の種類

以下の機能より構成される複合公共施設

桑名市立図書館

桑名市保健センター

桑名市勤労青少年ホーム

多目的ホール

生活利便サービス施設

3) 公共施設の管理者の名称

桑名市長 水谷 元

4) 事業目的

現在の図書館、保健センター、勤労青少年ホームのいずれの施設も狭隘化や機能面での不足が認められ、また、図書館及び勤労青少年ホームは施設全般の老朽化も進んでいることから、多様化する市民ニーズに対応すべく、これら3施設に多目的ホールを含める複合公共施設として集約し、移転・整備することを目的とする。

5) 事業の範囲

桑名市図書館等複合公共施設整備事業（以下「本事業」という。）は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）に基づき、選定事業者が新たに図書館・保健センター・勤労青少年ホーム・多目的ホール・生活利便サービス施設（以下「図書館等施設」という。）を設計・建設、所有し、これら施設の維持管理業務並びに運營業務の一部を遂行することを事業の範囲とする。選定事業者の業務範囲を超える運營業務については、従来通り桑名市（以下「市」という。）が行う。

対象となる事業の範囲は、次のとおりとする。（具体的な業務の範囲については、別添資料3 図書館等複合公共施設整備事業 維持管理、運営及び備品等整備に関する業務要求水準書（案）（以下「業務要求水準書(案)」という。）を参照）

ア 図書館等施設整備業務

事前調査業務（地質調査含む）
施設整備に係る設計（室内レイアウトを含む）及びその関連業務
施設整備に係る建設工事及びその関連業務（水道加入等）
備品・什器等の設置工事及びその関連業務
工事監理業務
周辺家屋影響調査・対策
電波障害調査・対策
建設工事に伴う各種申請等の業務

設計と条件等は、別添資料2 図書館等複合公共施設整備事業 施設設計要求書(案)（以下「施設設計要求書(案)」という。）において提示する。

イ 図書館等施設維持管理業務

建築物保守管理業務（点検・保守・修繕・更新その他一切の保守管理業務を含む）
建築設備保守管理業務（設備運転・監視・点検・保守・修繕・更新その他一切の保守管理業務含む）
備品・什器等保守管理業務（点検・保守・修繕・更新その他一切の保守管理業務を含む）
外構施設（駐車場等を含む）保守管理業務（点検・保守・修繕・更新その他一切の保守管理業務を含む）
清掃業務（建築物内部及び敷地内の清掃業務）
警備業務

維持管理業務にかかる光熱水費は実績額を支払う。ただし、営利施設である生活利便サービス施設に要する光熱水費は、選定事業者が支払う。

ウ 図書館運営業務

総括的業務の一部
サービス部門業務の一部
資料管理業務の一部

エ その他の業務

市への床賃貸業務
生活利便サービス施設運営業務

オ 市への図書館等施設所有権移転業務

6) 選定事業者の収入

ア 市が支払うサービス料

選定事業者が施設の設計、建設、維持管理、一部運営（但し、生活利便サービス施設の運営を除く）を行うことの対価として、市は契約条項に定めるサービス料を支払う。

イ 選定事業者の収入

生活利便サービス施設の運営は選定事業者が当該収益により独立採算で実施するものであり、その収入は直接選定事業者の収入となる。

7) 事業方式

選定事業者が図書館等施設を設計・建設し、所有、維持管理業務及び運営業務の一部を遂行した後、市に所有権を無償譲渡する方式（BOT（Build, Operate and Transfer）方式）を想定している。

土地は、市が選定事業者に無償で貸与する（現在、桑名市土地開発公社が所有。事業開始前に、公社より市が購入する予定）。

桑名市土地開発公社は桑名市が100%出資している。

8) 事業期間

事業期間は、設計期間、建設期間、並びに維持管理・運営を開始した日から30年間とする。

9) 事業スケジュール

ア 事業期間

設計・建設期間	平成14年(2002年)8月～平成16年(2004年)8月
図書館等準備期間	平成16年(2004年)8月～平成16年(2004年)10月
開業	平成16年(2004年)10月（予定）
維持管理・運営期間	平成16年(2004年)10月～平成46年(2034年)10月
所有権移転	平成46年(2034年)10月

イ 契約等の締結

仮契約	平成14年(2002年)5月（予定）
本契約	平成14年(2002年)6月（予定）

10) 事業に必要と想定される根拠法令等

図書館法

地域保健法

勤労青少年福祉法

著作権法

建築基準法

都市計画法

消防法

高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律（ハートビル法）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律

労働安全衛生法

下水道法

水道法

電気事業法・電気設備に関する技術基準を定める省令

水質汚濁防止法

大気汚染防止法

騒音規制法

振動規制法

上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本事業を行うにあたり必要とされるその他の市条例及び関係法令等についても遵守のこと。

(2) 特定事業の選定方法等に関する事項

1) 選定方法

本事業について、かかる業務の質が担保され、かつ市民サービスの向上が図られることを前提とした上で、従来型の手法により実施した場合に比べて、P F I (Private Finance Initiative) の手法により実施することが財政資金の効率的・効果的活用が図られることが見込まれる場合に限り、特定事業として選定する。

2) 選定基準・手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

- ア コスト算出による定量的評価
- イ 事業者に移転されるリスクの検討
- ウ P F I 事業として実施することの定性的評価
- エ 上記ア～ウを見込んだV F M (Value for Money) の検討による総合的評価

3) 選定結果の公表方法

前項の規定に基づき本事業を特定事業と選定した場合は、V F M評価を明らかにした上で、公表する。

2. 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 事業者選定の方法

本事業は、設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、事業者の選定に当たっては、サービスの対価の額をはじめ、設計能力、建設能力、技術能力、維持管理能力、運営能力、資金調達能力等を総合的に評価することとする。

また、事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、総合評価方式一般競争入札を採用することとする。

(2) 選定の手順及びスケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは、下記のとおりである。

日 程 (予定)	内 容
平成 13 年 (2001 年) 6 月	実施方針等の公表 / 説明会 現場見学会
平成 13 年 (2001 年) 7 月	実施方針等に関する質問受付 実施方針等に関する質問回答公表 実施方針等に対する意見招請受付 意見等に対するヒアリング
平成 13 年 (2001 年) 8 月	特定事業の選定
平成 13 年 (2001 年) 11 月	入札説明書の公表 入札説明書に関する質問受付
平成 13 年 (2001 年) 12 月	入札説明書に関する質問回答公表 参加表明、資格確認申請の受付 資格確認通知の発送
平成 14 年 (2002 年) 2 月	提案書の受付
平成 14 年 (2002 年) 4 月	落札者の選定
平成 14 年 (2002 年) 5 月	仮契約
平成 14 年 (2002 年) 6 月	選定事業者の公示 選定事業者との本契約

(3) 応募手続き等 (P. 6 の 「 (2) 選定の手順及びスケジュール」を参照)

1) 実施方針等の公表 / 説明会 () 現場見学会 ()

本事業に対する事業者の参入促進に向け、実施方針等 (本編及び別添資料 (図書館等複合公共施設整備基本構想・基本計画、施設設計要求書 (案) 業務要求水準書 (案))) に関する説明会を開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項、支援措置に関する事項等について市の考え方を提示する。また、現場見学会を実施し、図書館等施設整備予定地の現況を確認できる機会を設ける。なお、実施方針等は閲覧に供するものとする。

説明会及び現場見学会、実施方針等の閲覧についての詳細は、下記に記載する。

< 説明会 >

ア 日時及び場所

開催日時 平成 13 年 6 月 14 日 (木) 13 時 30 分 ~ 15 時

開催場所 桑名市役所 5 階大会議室

住所 桑名市中央町二丁目 37 番地

イ 当日連絡先 桑名市市長公室政策課

電話 0594-24-1129 (直通)

事前申込は必要なし (現地集合・現地解散を基本とする)

駐車場に限りがあるため、公共交通機関のご利用をお願いします。

< 現場見学会 >

ア 日時及び場所

開催日時 平成 13 年 6 月 14 日 (木) 15 時 30 分 ~

開催場所 桑名市中央町三丁目 (事業計画地)

桑名市中央町二丁目 37 番地 図書館 (~ 17 時)

桑名市鍛冶町 9 番地 保健センター (~ 17 時)

桑名市鍛冶町 14 番地 勤労青少年ホーム (~ 17 時)

ウ 当日連絡先 桑名市市長公室政策課

電話 0594-24-1129 (直通)

事前申込は必要なし (現地集合・現地解散を基本とする)

<実施方針等の閲覧>

閲覧日時	平成 13 年 6 月 13 日（水）～ 6 月 22 日（金） （ただし、土日を除く）
閲覧時間	9 時～12 時、及び 13 時～17 時
閲覧場所	桑名市市長公室政策課 桑名市中央町二丁目 37 番地

なお、実施方針等は、インターネットでも閲覧できる。
（図書館等複合公共施設整備担当ホ - ムペ - ジアドレス）

<http://www.kuwana.ne.jp/kuwana-city/>

2) 実施方針等に関する質問受付（ ） 実施方針等に関する質問回答公表（ ）

実施方針等に記載の内容に関して質疑応答を以下の要領にて行う。

<実施方針等に関する質問の提出>

ア 受付期間	平成 13 年 6 月 25 日（月）～ 6 月 27 日（水）
イ 提出方法	質問の内容を簡潔にまとめ、質問書（様式 1）に記入の上、 電子メールでのファイル添付もしくは、フロッピー - の郵送 （印刷物も添付）にて提出のこと。

（ ファイル形式は Microsoft Word のこと）

（あて先：〒511-8601 桑名市中央町二丁目 37 番地
桑名市市長公室政策課
電子メールアドレス seisakum@city.kuwana.mie.jp）

ウ 回 答	平成 13 年 7 月 23 日（月）までにインターネットおよび閲覧にて回答を行う。
-------	--

（図書館等複合公共施設整備担当ホ - ムペ - ジアドレス）

<http://www.kuwana.ne.jp/kuwana-city/>

<実施方針等に関する質問回答の閲覧>

実施方針等に関する質問回答を次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間	平成 13 年 7 月 23 日（月）～ 8 月 3 日（金） （ただし、土日を除く）
イ 閲覧時間	9 時～12 時、及び 13 時～17 時
ウ 閲覧場所	桑名市市議会事務局議員控室（西） 桑名市中央町二丁目 37 番

3) 実施方針等に対する意見招請受付() 意見等に対するヒアリング()

実施方針等に対する意見及び具体的な提案を以下の要領にて受け付ける。

- ア 受付期間 平成13年7月30日(月)～7月31日(火)
- イ 提出方法 実施方針等について意見・具体的提案がある場合は、その内容を意見書(様式2)に記入の上、電子メールでのファイル添付もしくは、フロッピーの郵送(印刷物も添付)にて提出のこと。

(ファイル形式はMicrosoft Wordのこと)

あて先：〒511-8601 桑名市中央町二丁目37番地
桑名市市長公室政策課
電子メールアドレス seisakum@city.kuwana.mie.jp

- ウ 公表 提出のあった意見・提案は、原則として公開・公表しない。
- エ ヒアリング 事業者等から提出のあった意見・提案等のうち、市が必要と判断した意見等については直接ヒアリングを行うことも予定している。

4) 特定事業の選定()

市は、実施方針等に対する意見等を踏まえ、本事業がPFI事業として実施すべき事業か否かを評価し、PFI事業として実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を公表する。

5) 入札説明書の公表()

実施方針等に対する事業者からの意見等を踏まえ、入札説明書(入札公告、施設設計要求書、業務要求水準書、事業者選定基準、契約書(案)等)を公表する。

6) 入札説明書に関する質問受付() 入札説明書に関する質問回答公表()

入札説明書に記載の内容について質疑応答を行うものとする。具体的な日程は、入札説明書にて提示する。

7) 参加表明、資格確認申請の受付() 資格確認通知の発送()

応募者に参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。資格審査の結果は、応募者に通知する。なお、参加表明書の提出方法・時期、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書により提示する。

8) 提案書の受付 ()

資格審査通過者に対し、入札説明書に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提案書の提出を求める。提案書の審査に当たって、市が必要であると判断した場合は、応募者に対して個別にヒアリングを行うこともあり得る。なお、提案書の提出方法・時期、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書により提示する。

9) 落札者の選定 ()

提案書の審査により落札者を選定し、応募者に通知する。

10) 仮契約 () 選定事業者の公示 () 選定事業者との本契約 ()

仮契約を締結した時点で、正式に落札者を選定事業者と決定し、桑名市公報により公示する。

選定事業者との契約は議会の議決を経た後、締結する。

(4) 応募者の備えるべき参加資格要件

1) 応募者の構成等

応募者の構成等については、以下のとおりとする。

応募者は、一社または複数の企業等により構成されるグループとし、グループで応募する場合は代表者を定める。

参加表明書により参加の意思を表明した応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。

一応募者の構成員は、他の応募者の構成員にはなれない。

応募者は、契約締結時までに本事業を実施する特別目的会社（SPC）を設立するものとし、グループで応募した場合の代表者は、SPCへの出資を行うものとする。本事業の対象となる維持管理業務及び運営業務を担う者は、応募者の構成員になることが可能である。

本事業の対象となる維持管理業務及び運営業務を担う者は、応募者の協力企業として複数の応募者の委託先となることが可能である。

2) 応募者の参加資格要件

応募するためには、応募者またはその構成員は以下の資格要件を満たしていなければならない。

建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

建築物等の建設に関し、次の要件を満たしていること。

ア 建築業法第3条第1項の規定に基づく、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること

イ 建築一式工事に関わる建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査〔審査基準日が平成11年(1999年)10月1日から平成12年(2000年)9月30日までのもの〕を受けた者で、経営事項審査結果の総合評点が750点以上のもの

ウ 平成13年(2001年)10月調整の桑名市入札参加資格者名簿に登録されているもの

平成13年(2001年)10月調整の桑名市入札参加資格者名簿の登録受付は、平成13年(2001年)9月10日までに、桑名市契約調達課にて手続きを取ること

なお、応募者には、図書館等施設の運営能力を有していること、又は協力企業等を通じてその調達が可能であることを想定している。

3) 構成員の制限

以下に該当する者は、応募者またはその構成員になれないものとする。

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。

市の指名停止措置を受けている者。

本事業の業務に関わっている者。

本事業の業務に関わっている者は(財)日本経済研究所、木野建築設計事務所である。

最近1年間の事業税を滞納している者。

4) 参加資格確認基準日

資格確認基準日は平成13年11月頃を予定。

(5) 審査及び選定に関する事項

1) 審査に関する基本的な考え方

審査は、学識経験者及び市で構成する桑名市図書館等複合公共施設整備事業事業者選定審査会(以下「審査会」という。)にて行うものとし、審査会のメンバー及び審査会で定める事業者選定基準は入札説明書と併せて公表する。

審査会において、建築計画、事業計画、維持管理計画、運営計画、資金計画等の各面から総合的に提案書の審査を行い、落札者を選定する。

審査会において、落札者を選定するまでの間に、応募者またはその構成員が地方自治法第167条の4の規定に基づく入札参加者の制限または市の指名停止措置を受けた場合には選定しない。

2) 審査手順に関する事項

審査は、以下の手順により行うこととする。

資格審査

- 応募者の備えるべき参加資格要件の具備の有無

提案審査

- 入札価格
- 入札説明書と併せて公表する事業者選定基準に基づく、建築計画、事業計画、維持管理計画、運営計画、資金計画等の総合的な提案内容

3) 事業者の選定

選定事業者と市は契約書(案)に基づき契約手続きを行う。

(6) 審査結果及び評価の公表方法

審査の結果は記者発表及び図書館等複合公共施設整備担当ホ - ムペ - ジ等を通じて公表する。

(7) 提出書類の取扱い

1) 著作権

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、本事業において公表及びその他市が必要と認める時には、市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本事業の公表以外には使用せず、事業者選定後、返却する。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行なった応募者が負う。

3 . 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2) 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者の責任分担は、原則として添付資料 1 リスク分担表(案)によることとし、意見招請の結果を踏まえ、必要な事項については入札説明書の公表時において明らかにする。

(2) 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、施設設計要求書及び業務要求水準書として提示する。

(3) 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、契約書(案)に基づき作成された契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。

(4) 市による事業の実施状況の監視

1) モニタリングの実施

市は、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、施設設計要求書、業務要求水準書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認すべく、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

2) モニタリングの時期

基本設計・実施設計時

市は、選定事業者によって行なわれた設計が市の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行う。

工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に市から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。また、市が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を行う。

工事完成時

選定事業者は、施工記録を用意して、現場で市の確認を受ける。

施設供用開始後（維持管理・運営段階）

市は、維持管理・運営段階において、定期的に業務の実施状況を確認する。

施設引渡し時

市は、事業期間終了後、選定事業者から施設の譲渡を受ける際、施設の引渡し状態が契約において定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。

2) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書において公表する。

3) モニタリングの費用の負担

モニタリングにかかる費用は、市の負担とする。

4) サービスの対価の減額等

モニタリングの結果、契約書で定められた要求水準が維持されていない場合は、サービスに対する対価の減額等の対象となる。減額の考え方については、入札説明書にて提示する。

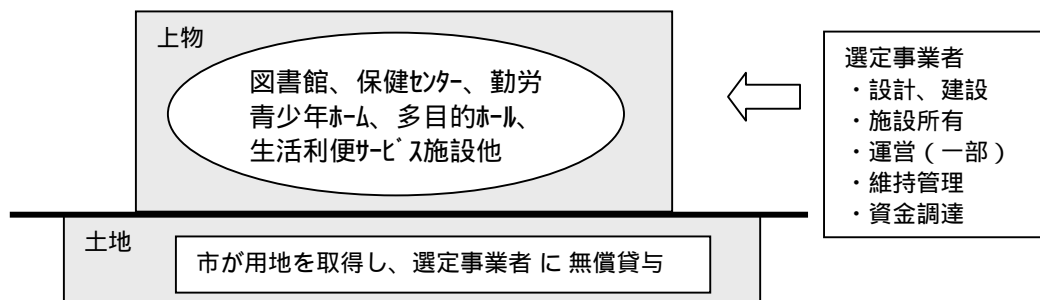
4. 立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 施設の概要

名称	桑名市図書館等複合公共施設	
施設規模等	桑名市立図書館	3,100 m ² 程度
	桑名市保健センター	1,600 m ² 程度
	桑名市勤労青少年ホーム	400 m ² 程度
	多目的ホール	700 m ² 程度
	生活利便サービス施設	200 m ² 程度
	共有施設 (総合エントランス、廊下・階段、トイレ、設備機械スペース等)	2,250 m ² 程度
	駐車場施設	50台分程度
	駐輪場	30台分程度

～ の規模は、共有施設を除く面積規模を提示している。

～ の間で兼用する室等については、いずれか一つの施設部分に含めている。兼用に関する要求条件の詳細は、別添資料2 施設設計要求書(案)を参照すること。



(2) 施設の立地条件

地区地番	三重県桑名市中央町三丁目
敷地面積	約 3,200 m ²
敷地前面道路	幅員約 20m (南面道路名：県道桑名港線)
	幅員約 3.5m (東面道路名：市道中央東1号線)
	幅員約 5.0m (北面道路名：市道中央東1号線)
区域	都市計画区域(市街化区域)
用途地域	工業地域(事業開始までに商業地域に変更予定)
形態規制	
ア) 建ぺい率	60% (事業開始までに 80%に変更予定)
イ) 容積率	200% (事業開始までに 400%に変更予定)
ウ) 高さ制限・斜線制限等	有
防火指定	無

その他の立地条件は、別添資料2 施設設計要求書(案)を参照すること。

(3) 土地の取得等に関する事項

土地は、市所有の普通財産（現在は、桑名市土地開発公社所有）とし、建設及び維持管理・運営に必要な範囲を選定事業者は無償で貸与する。借地形態は、事業期間にわたる使用貸借権を認めることとしており、地上権の設定は予定していない。

5. 事業計画または事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画または事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、契約書に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、津地方裁判所四日市支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

選定事業者に契約不履行の懸念が生じた場合

市は契約書の定めに従い選定事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができる。なお、その他の対応方法については、契約書にて規定する。

その他の事由により事業の継続が困難となった場合

契約書中に定めるその事由ごとに、責任の所在による修復等の対応方法に従う。

融資機関（融資団）と市との協議

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、選定事業者に資金供給を行う融資機関（融資団）と市で協議を行う。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

（1）法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

（2）財政上及び金融上の支援に関する事項

P F I 法第 1 6 条に基づき施設・設備の整備に対する国庫及び県の補助金の支給が実施される場合には、これを選定事業者が負担する施設・設備整備費用の一部に充当する。また、市及び選定事業者は共に当該補助金を受けられるよう努め、実施が決定した場合には協力・連帯して申請手続き・報告等を行う。

選定事業者は、国等において講じられている無利子融資制度等の金融上の支援が適用されるよう努力し、無利子融資制度が適用される場合には、これを市が選定

事業者に支払う代金の一部に充当すべく、市と協議する。また、市は選定事業者が当該支援を受けることができるよう努める。

選定事業者に対して行う市としての支援は、土地の無償貸与のみであり、補助金・出資の支援は行わない。

(3) その他の支援に関する事項

その他の支援については、以下のとおりとする。

事業実施に必要な許認可等に関し、市は必要に応じて協力を行う。
法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市と選定事業者で協議を行う。

8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決

債務負担行為の設定に関する議案を平成13年(2001年)市議会9月定例会に提出予定。
PFI契約に関する議案を平成14年(2002年)市議会6月定例会に提出予定。

(2) 情報公開及び情報提供

「桑名市情報公開条例」に基づき情報公開を行う。
情報提供は、適宜、記者発表及びインタ-ネット等を通じて行う。

(3) 入札に伴う費用負担

応募者の入札にかかる費用については、すべて応募者の負担とする。

実施方針等に関する問合せ先：

桑名市 市長公室 政策課

住 所：〒511-8601

桑名市中央町二丁目37番地

電 話：0594-24-1129(直通)

F A X：0594-24-1412

電子メール：seisakum@city.kuwana.mie.jp

(様式1)

平成 年 月 日

実施方針等に関する質問書

「桑名市図書館等複合公共施設整備事業実施方針」及び配付資料について、質問事項がありますので、提出します。

質問者	会社名 所在地 所属/担当氏名 電話 FAX
項目	(実施方針または配付資料名・ページ)
内容	

留意：質問事項は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にとりまとめて記載すること。

整理項目	1	2	3	4	5	6		
------	---	---	---	---	---	---	--	--

欄：質問受付後、市によって記入を行う。

(様式2)

平成 年 月 日

実施方針等に関する意見書

「桑名市図書館等複合公共施設整備事業実施方針」及び配付資料について、意見・提案
がありますので、提出します。

意見者	会社名 所在地 所属/担当氏名 電話 FAX
意見項目	
内容	

留意：意見・提案事項は、本様式1枚につき1項とし、簡潔にとりまとめて記載すること。

整理項目	1	2	3	4	5	6		
------	---	---	---	---	---	---	--	--

欄：意見・提案受付後、市によって記入を行う。

(添付資料1) リスク分担表(案)

リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者			
				市	事業者		
共通	入札説明書リスク	1	入札説明書の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの等				
	契約リスク	2	選定事業者と契約が結べない、または契約手続きに時間がかかる場合				
	制度関連リスク	政治・行政リスク	3	P F Iの契約議決が得られない場合			
			法制度リスク	4	法制度・許認可の新設・変更に関するもの（P F I事業に変更を及ぼすもの）		
				5	法制度・許認可の新設・変更に関するもの（上記以外）		
		許認可リスク	6	許認可の遅延に関するもの（市で取得する部分）			
			7	許認可の遅延に関するもの（上記以外の部分）			
		税制度リスク	8	法人税の変更に係るもの（法人の利益に係るもの）			
			9	法人税の変更に係るもの（上記以外のもの）			
			10	消費税の変更に係るもの			
			11	土地・建築物所有に係る新税			
		社会リスク	住民対応リスク	12	施設の設置・運営に対する住民反対運動・訴訟・要望に関するもの		
	13			上記以外のもの（調査・工事及び維持管理に対する住民反対運動・訴訟・要望に関するもの等）			
	環境問題リスク		14	有害物質の排出・漏洩、工事に伴う水枯れ等			
	第三者賠償リスク		15	市の運營業務に関するもの			
			16	上記以外のもの（選定事業者の運營業務に起因する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等）			
	債務不履行リスク	選定事業者の責めによるもの	17	選定事業者の事業放棄・破綻によるもの、選定事業者が提供するサービスが定められた条件を満たさない場合等			
		公共の責めによるもの	18	市の債務不履行、当該サービスが不要となった場合等			
	不可抗力リスク（但し、生活利便サービス施設を除く）	19	戦争、風水害、地震等				
計画段階	計画リスク	発注者責任リスク	20	工事請負契約の内容及びその変更に関するもの等			
		測量・調査リスク	21	選定事業者が実施した測量・調査に関するもの			
		造成リスク	22	造成に関するもの			
		応募リスク	23	応募費用に関するもの			
		資金調達リスク	24	必要な資金の確保に関するもの			
建設段階	建設リスク	用地リスク	25	建設予定地の確保に関するもの			
		設計リスク	26	設計に関するもの（市の提示条件や指示の不備・変更によるものを除く）			
		工事遅延リスク	27	工事が契約に定める工期より遅延する、または完工しない場合			
		工事監理リスク	28	工事監理に関するもの			
		工事費増大リスク	29	市の指示に起因する工事費の増大			
			30	上記以外の工事費の増大			
		性能リスク	31	要求仕様不適合（施工不良を含む）			
		施設損傷リスク	32	使用前に工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害			
		物価リスク	33	インフレ・デフレ			
金利リスク	34	金利の変動					

リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者		
			市	事業者	
支払遅延・不能リスク	35	市の支払遅延・不能に関するもの			
利用者対応リスク	36	窓口または警備担当者レベルで対処可能な利用者からの苦情及び施設内における利用者間のトラブル			
	37	上記担当者等では対処不可能な利用者からの苦情及び施設内における利用者間のトラブル			
物価リスク	38	インフレ・デフレ			
金利リスク	39	金利の変動			
維持管理 リスク	計画変更リスク	40	市の責めによる事業内容・用途の変更に関するもの		
	性能リスク	41	要求仕様不適合（施工不良を含む）		
	施設瑕疵リスク	42	施設に瑕疵が見つかった場合		
	維持管理コスト リスク	43	市の責めによる事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費の増大・減少		
		44	上記以外の要因による維持管理費の増大（物価・金利変動によるものは除く）		
	施設損傷リスク	45	劣化によるもの		
		46	事故・火災等によるもの		
	修理費増大リスク	47	修理費が予想を上回った場合		
	図書館運 営リスク	計画変更リスク	48	市の責めによる事業内容の変更に関するもの	
		性能リスク	49	要求仕様不適合	
事故リスク		50	市が行う運営業務に関する事故等		
		51	選定事業者が行う運営業務に関する事故等		
利用者増減 リスク		52	利用者の増加・減少による運営費や業務量の増大・減少		
運営コスト リスク		53	市の責めによる事業内容の変更等に起因する運営費の増大・減少		
		54	上記以外の要因による運営費の増大（物価・金利変動によるものは除く）		
技術革新リスク		55	コンピュータシステムやA V機器における技術の陳腐化に起因するもの		
備品リスク		56	図書館内（開架・閉架書庫を含む）における図書やA V機器の盗難・紛失・破損		
生活利便サービス施設リスク		57	生活利便サービス施設の運営に関するもの		
移管 段階	移管手続きリスク	58	施設移管手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、選定事業者の清算手続きに伴う評価損益等		

：主分担 ：従分担

維持管理・運営段階における金利リスク、利用者の増減に関するリスク、システム・A V機器の技術の陳腐化に関するリスクの負担の考え方について、それぞれ意見招請をされたい。